

# 犯罪被害者等(犯罪被害者とその家族)の人権

私たちは誰もが、個人として尊重され、「安全で安心して生活できる権利」を持っています。しかしながら、憲法で保障されたこの権利が、ある日突然、犯罪行為によって理不尽に奪われてしまうことがあるのです。

また、犯罪によって「安全で安心して生活できる権利」を奪われ、心身の被害を蒙るのは犯罪被害者本人だけではありません。その家族も同様です。

犯罪被害者とその家族は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、収入の減少や途絶、弁護士費用や医療費の増加などの経済的負担、捜査や裁判の段階での精神的・時間的負担、更には、周りの無責任な噂やメディアによる過剰な取材や報道など、被害後に生じる様々な問題にも苦しめられることとなります。

事件や事故が毎日のように発生している今日では、私たちは誰もが、犯罪被害者やその家族となる可能性があります。

私たちは、私たち自身の問題として、犯罪被害者とその家族が受ける被害の軽減・早期回復を願い、犯罪被害者とその家族を県民全体で支え、「安全で安心して生活できる社会」の実現を目指して行動していかなければなりません。



# 犯罪被害者等が受ける二次被害

犯罪被害者とその家族は、命を奪われる、外傷を負わされる、物を盗まれるなど、事件そのものによる直接的な被害だけでなく、被害後に生じる様々な問題に苦しめられています。このような問題を「二次被害」と呼びます。

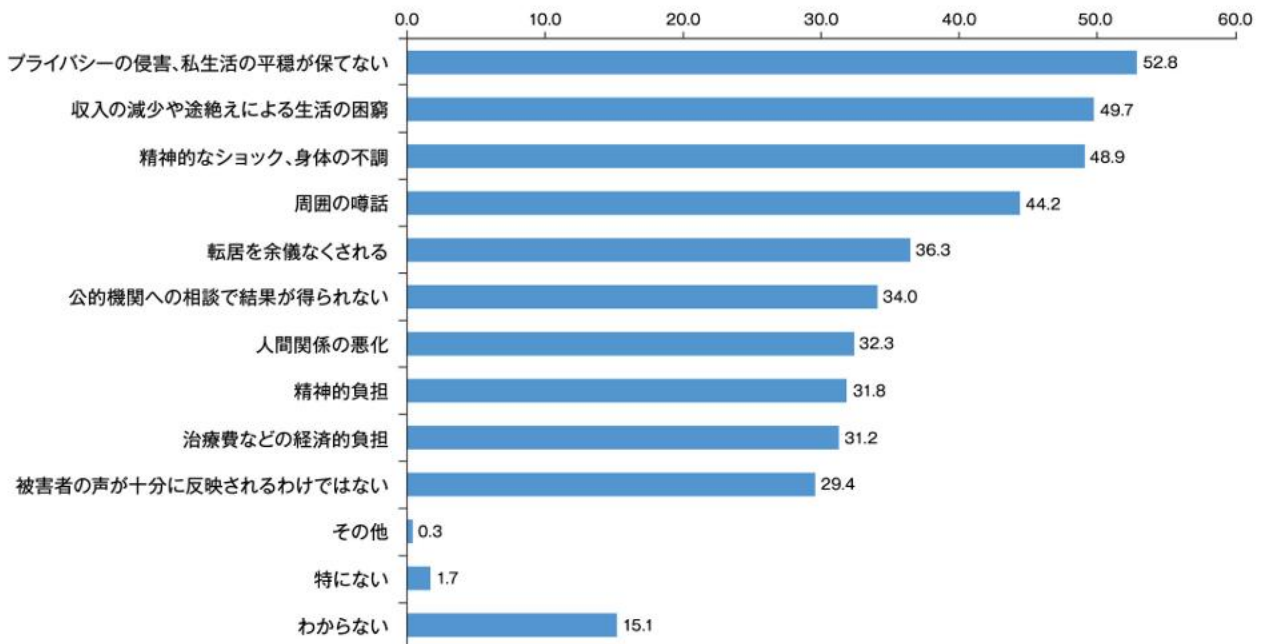
## ● 二次被害の主なもの

- 事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調
- 医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮
- 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- 周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道によるストレス、不快感

## ● 犯罪被害者とその家族に関する人権上の問題点

(平成24年度「人権に関する県民意識調査」)

〔問〕犯罪被害者とその家族に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。【○はいくつでも】



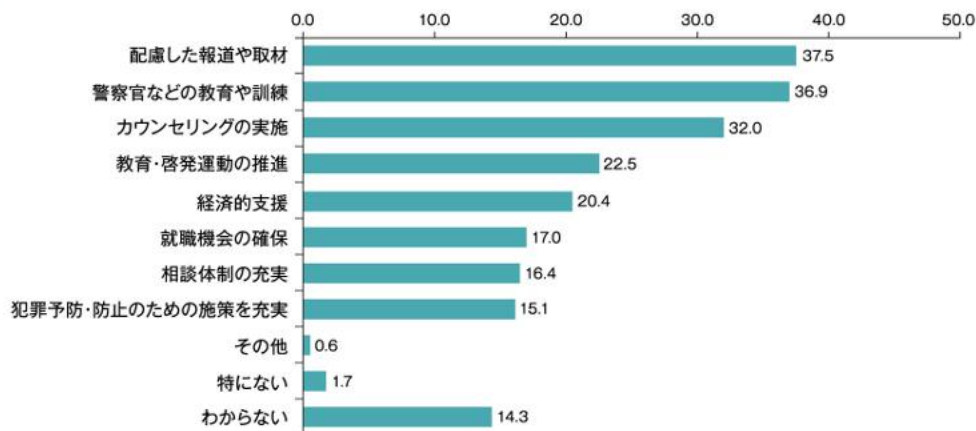
# 犯罪被害者等の人権を守るために

○犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なことについて、県民はどのように思っているのでしょうか。

県民意識調査によれば、下表の通り、犯罪被害者とその家族に配慮した取材や報道、警察官等関係者の犯罪被害者とその家族の立場に立った適切な支援や対応、或いは精神面へのカウンセリングなどが挙げられています。

(平成24年度「人権に関する県民意識調査」)

**[問]あなたは、犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。** 【○は3つまで】

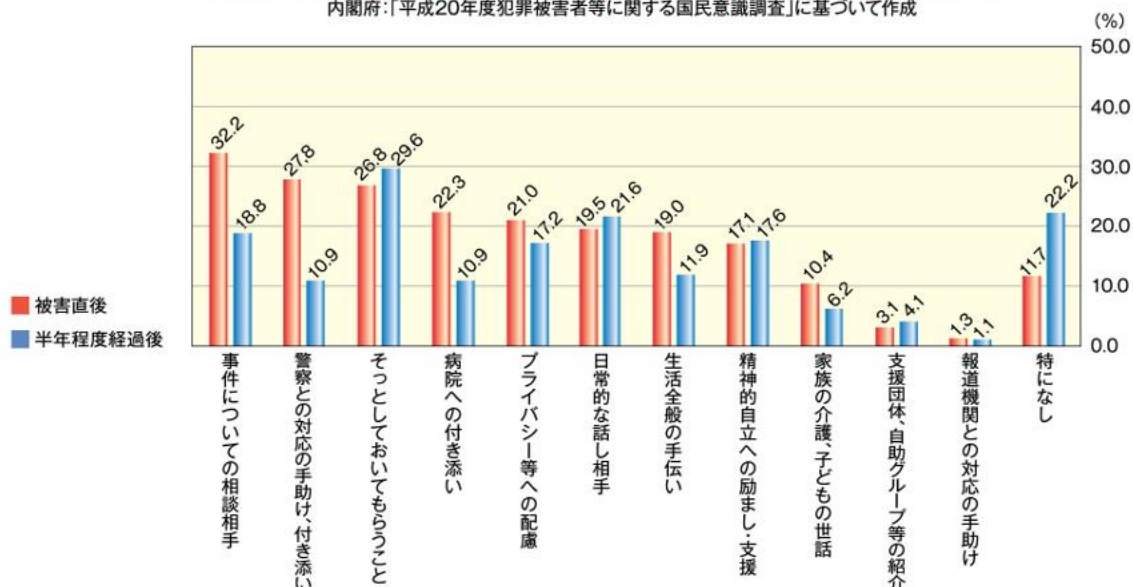


○一方、犯罪被害者とその家族は、犯罪による直接的な被害やその後の二次被害の渦中であって、どのような支援を求めているのでしょうか。

内閣府の調査によれば、非常に広範多岐にわたって、きめ細やかな支援や配慮を必要としていることがうかがわれます。

## 被害者等の望む犯罪被害者と家族に必要な支援・配慮

内閣府：「平成20年度犯罪被害者等に関する国民意識調査」に基づいて作成



# 国の犯罪被害者等支援の取組み

## ● 犯罪被害給付制度

昭和48(1972)年に起きた三菱重工ビル爆破事件を契機として、公的な犯罪被害者補償制度の確立の必要性が国会・マスコミ等で大きく論議され、昭和55(1980)年に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定されました。

この法律により、国が犯罪被害者やその家族に対し給付金を支給する「犯罪被害者給付制度」がはじまりました。

## ● 犯罪被害者等のための総合的・計画的支援

平成7(1995)年に発生した地下鉄サリン事件をはじめとした無差別殺傷事件を契機に、犯罪被害者の置かれた悲惨な状況等から、犯罪被害者等に対する支援の拡充を求める国民の声の高まりを受けて、平成16(2004)年「犯罪被害者等基本法」が制定されました。

これ以降、犯罪被害者とその家族に対して、給付制度による支援だけでなく、より総合的・計画的な支援を行う取組みが展開されています。

## ● 国の被害者支援の推移

・ 昭和56(1980)年 「犯罪被害者等給付金支給法」制定(昭和56年1月施行)

・ 平成16(2004)年 「犯罪被害者等基本法」制定

犯罪被害者が直面している困難な状況を踏まえ、その権利利益の保護を図り、総合的な支援を進める。

・ 平成17(2005)年 「第1次犯罪被害者等基本計画」策定

「損害回復・経済的支援等の取組」、「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」など、258項目の支援施策を決定。

・ 平成20(2008)年 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」制定(平成20年7月施行)

遺族給付金や重傷病給付金の支給に関し、医療費の自己負担分に加え休業補償を加算することが盛り込まれる。

・ 平成23(2011)年 「第2次犯罪被害者等基本計画」閣議決定

4つの基本方針

- ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること。
- ② 個々の事情に応じて適切に行われること。
- ③ 途切れることなく行われること。
- ④ 国民の総意を形成しながら展開されること。

# 犯罪被害給付制度 (犯罪被害者等給付金)

給付金には、死亡した犯罪被害者の遺族に対して支給される「遺族給付金」と、犯罪行為により重大な負傷又は疾病を受けた方に対して支給される「重傷病給付金」、身体に障害が残った方に対して支給される「障害給付金」の3種類があり、いずれも一時金として支給されます。

## 遺族給付金

### 額(最高額～最低額)

一定の生計維持関係遺族がいる場合

**2,964.5万円～872.1万円**

それ以外の場合

**1,210万円～320万円**

(第一順位の遺族が二人以上いるときは、その人数で除した額)

### ◎支給を受けられる人

亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族

### ◎支給を受けられる遺族の範囲と順位

1 ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。)

2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の

②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

3 2に該当しない被害者の

⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

### ◎犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合は、

その負傷又は疾病から1年間における保険診療による医療費の自己負担分と休業損害を考慮した額の合算額を加算し、給付されます。

## 重傷病給付金

### 上限額: 120万円

額(負傷又は疾病から1年間における保険診療による医療費の自己負担分と休業損害を考慮した額の合算額)

### ◎支給を受けられる人

犯罪行為によって、重傷病(加療1か月以上、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病。精神疾患である場合には、加療1か月以上、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であることを要する。)を負った犯罪被害者本人

## 障害給付金

### 額(最高額～最低額)

重度の障害(障害等級第1級～第3級)が残った場合

**3,974.4万円～1,056万円**

それ以外の場合

**1,269.6万円～18万円**

### ◎支給を受けられる人

障害が残った犯罪被害者本人

### ◎障害とは、

負傷又は疾病が治ったとき(その症状が固定したときを含む。)における身体上の障害で、障害等級第1級～第14級程度の障害です。

# 総合的・計画的支援 (犯罪被害者等基本法の概要)

## ● 前文(抜粋)

「安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民全ての願いであるとともに、国の重要な責務であり、…(略)…

…国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならぬ。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。」

## ● 主な内容

### 【基本理念】

犯罪被害者等は、個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

### 【責務と連携】

国と地方公共団体は、犯罪被害者等支援施策を講じる責務がある。

国民は施策に協力するよう努めなければならない。

国、地方公共団体、関係機関、民間支援団体は相互に連携・協力しなければならない。

### 【基本的施策】

- 1 相談及び情報の提供等
- 2 損害賠償の請求についての援助等
- 3 給付金の支給に係る制度の充実等
- 4 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- 5 犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保
- 6 住居及び雇用の安定
- 7 刑事に関する手続きへの参加の機会を拡充するための制度の整備等
- 8 保護、捜査、公判等の過程における配慮等
- 9 国民の理解の増進
- 10 調査研究の推進等
- 11 民間の団体に対する援助
- 12 意見の反映及び透明性の確保

# 高知県内の取組

## ● 高知県人権施策基本方針の改定

高知県は、人権施策推進のための基本方針である「高知県人権施策基本方針」を平成26年3月に改定し、新たに「犯罪被害者等」を人権課題として追加し、

- ① **犯罪被害者等の人権を守るための教育啓発の推進**
- ② **犯罪被害者等への相談・支援体制の充実**

を基本方針として掲げ、取り組んでいくことにしました。

## ● 高知県警察本部「被害者支援室」

犯罪被害者に対する情報提供、捜査過程における犯罪被害者の負担軽減、相談・カウンセリング体制の整備、犯罪被害者の安全確保、犯罪被害者支援に関する広報活動等を行っています。

また、

◎「**犯罪被害者ホットライン**」 **088-871-3100**

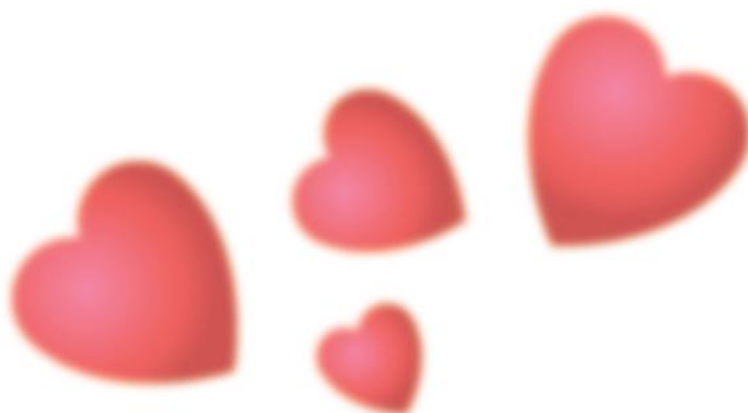
を設置して、

犯罪の被害に遭われた方の心の悩み等に対する電話相談を行っています。

## ● NPO法人「こうち被害者支援センター」

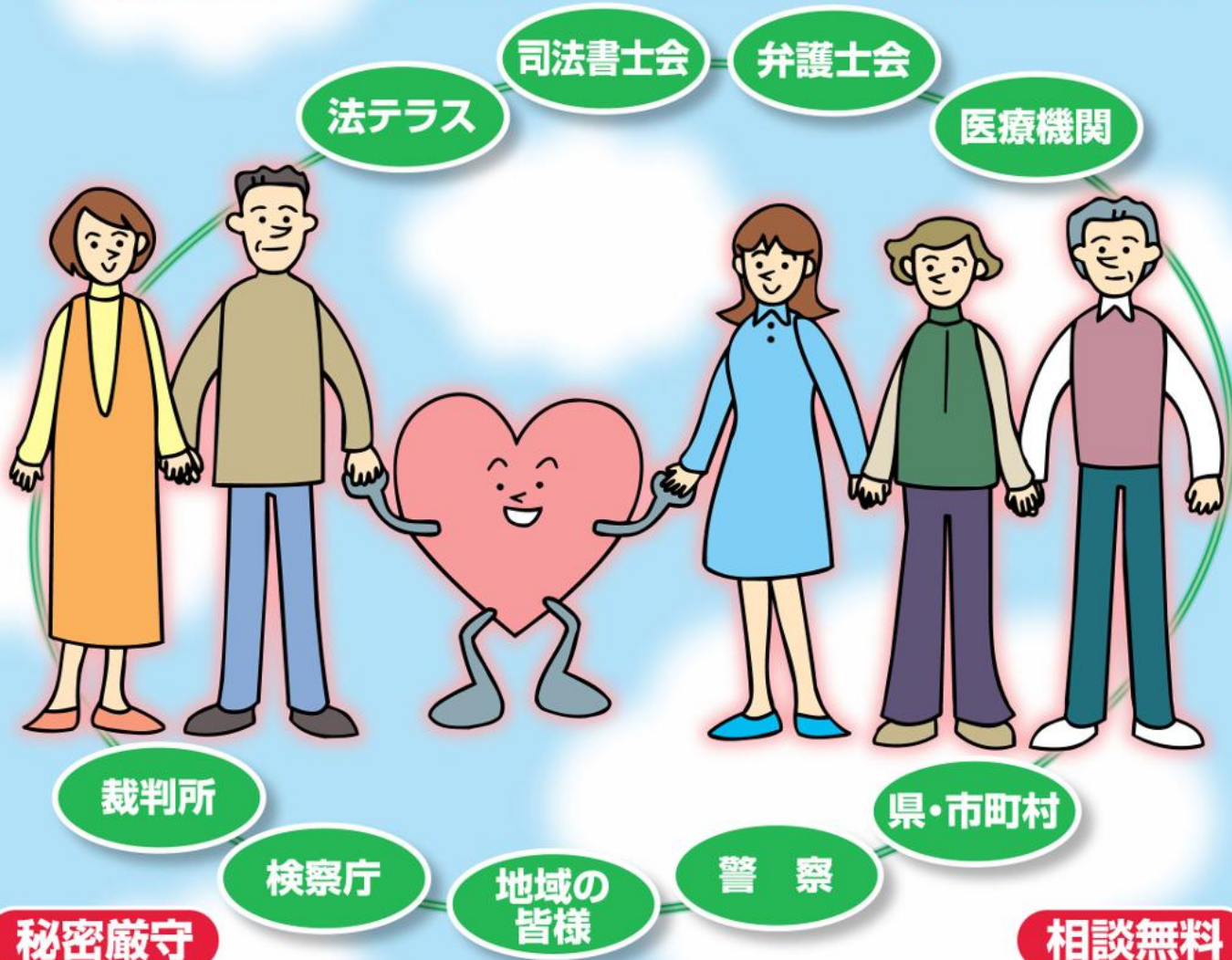
平成19(2007)年4月に被害者支援の拠点として設立され、犯罪や交通事故にあった方やその家族の方の精神的なケアや悩みの解決などを支援しています。

平成24(2012)年に高知県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されています。



# 犯罪の被害にあったら、 まず、相談電話へ!

犯罪被害者・ご遺族・ご家族への支援の輪が広がっています。



秘密厳守

相談無料

専門的な研修を受けた支援員がお話をお聞きします。お気軽にお電話ください。

な や む な  
相談電話 **088-854-7867**

月～金曜日(土・日・祝日除く) 相談受付時間:午前10時～午後4時

高知県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
NPO 法人 **こうち被害者支援センター**

<http://www.shiencenter-kochi.or.jp>